

○議案第40号 指導者用タブレット端末等購入契約の締結について

□□審議経過□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、ICT機器を活用した教育活動の推進として、授業等における児童・生徒用タブレット端末の効果的な活用に向け、教員が児童・生徒と同一機種の手表レット端末を使って授業等を行える環境を整備するもので、市立学校園21校において、授業等を行うすべての教員が使用するタブレット端末等の購入契約であります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、教員用端末については、アプリのインストールや端末の各種設定など、整備後、各教員が速やかに活用できるよう事前の準備に意を配されたいこと。また、今回の整備により、児童・生徒用端末との操作性の違いなども改善されることから、これまで以上に効率的・効果的な授業づくりに努めるとともに、ICT機器を活用した教育活動の更なる推進に取り組まれないとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、杉本委員におかれましては、教員用端末は必要と考えるが、入札・納入の仕方に不透明なところがあるとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。